

短期入所生活介護おおすみ苑 サービス利用料金表

令和7年5月 改訂版

下記の料金表に従い、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）と食事・居住費に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

1：介護給付の対象となるサービス料金（1割負担分）								※1日につき
① サービス利用に係る自己負担額								
要介護認定	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
単位数	529	656	704	772	847	918	987	
② その他の介護給付サービス加算								加算額
加算の種類	送迎加算（片道につき）						184	
	サービス提供体制加算Ⅱ						18	
	夜勤職員配置加算Ⅳ						20	
	生産性向上推進体制加算Ⅱ						10	
	介護職員処遇改善加算（14%）						各個人別	
2：介護給付の対象外となるサービス料金								※1日につき
①食事に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額			第1段階			300	
				第2段階			600	
				第3段階①			1,000	
				第3段階②			1,300	
				上記以外			1,445	
②居住費に係る自己負担額（保険外）	利用者負担額			第1段階			880	
				第2段階			880	
				第3段階①			1,370	
				第3段階②			1,370	
				上記以外			2,066	
3：利用者負担段階別・介護度別料金早見表（1日につき）								※加算は含まれておりません
段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
第1段階	1,709	1,836	1,884	1,952	2,027	2,098	2,167	
第2段階	2,009	2,136	2,184	2,252	2,327	2,398	2,467	
第3段階①	2,899	3,026	3,074	3,142	3,217	3,288	3,357	
第3段階②	3,199	3,326	3,374	3,442	3,517	3,588	3,657	
上記以外	4,040	4,167	4,215	4,283	4,358	4,429	4,498	
4：段階について								
【第1段階】 世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方								
【第2段階】 世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方（障害年金・遺族年金などは所得金額に含む）かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下。								
【第3段階①】 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下。かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下。								
【第3段階②】 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超。かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下。								
【上記以外】 第1段階・第2段階・第3段階①・第3段階②以外の方								